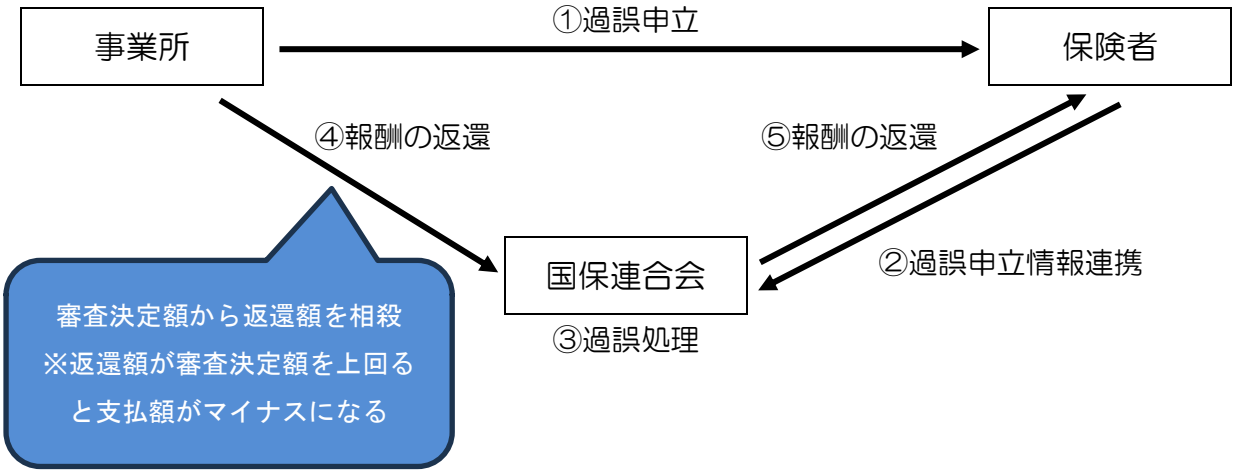
# ～介護保険だより～

令和８年１１月号　No.135

## 1. 過誤処理について

○ 過誤とは、国保連合会で審査確定した内容に誤りがあった場合、**事業所から保険者に過誤申立**を行い、給付実績を取り下げる処理のことです。

○ 過誤処理を行うことで、請求明細書やサービス計画費の再提出が可能となります。
**※給付管理票は過誤処理の対象とはなりません。**




● 過誤申立の手続き
➢過誤処理を行うには、**事業所から保険者に連絡**する必要があります。
➢提出書類や提出期限等は保険者によって異なるため、保険者にご確認ください。

● 過誤の種類
➢通常過誤：先に実績の取下げを行い、過誤処理確認後、国保連合会へ再請求を行う。
➢同月過誤：同月に実績の取下げと国保連合会への再請求を行う。

● 過誤処理による支払額の調整
➢保険者への返還は、**審査決定額から返還額を相殺**する形で行われます。過誤件数、金額が多い場合等は、当月の支払金額が大きく減ることがありますので、ご注意ください。
➢返還額が審査決定額を上回った場合、事業所への支払額がマイナスとなり、その分の金額を国保連合会に納付していただく必要があります。

**※過誤の申立件数や金額が多い場合、事業所への支払額がマイナスになる可能性があるため、分割して過誤を行う等、事前に保険者と調整した上で過誤申立を実施してください。**

## 2. 請求明細書等受付締切日・支払予定日（令和８年11月）

○ 令和８年１０月サービス提供分の提出締切日・・・１１月１０日（火）

○ 郵送または持参の場合・・・１０日 ＊必着（17時15分）

※１１日以降に到着したものについては、原則受付ができません。特に、郵送の場合、各運送業者の配達予定日にご注意ください。

○ 伝送（インターネット請求）の場合・・・１０日 ＊２３時５９分まで可能

※受付日の２３時５９分までは事業所側で『取消』『再送信』が可能です。連合会では取り消しができませんので、ご利用のソフト会社にお問合せください。

※受付日翌営業日以降の再送信については、連合会にご連絡ください。

○ また、伝送での請求は、請求差し替えが容易であることや、郵送等の手間や経費がなくなる等、大変便利です。ぜひ、伝送への切り替えをご検討ください。

○ 令和８年９月サービス提供分（１０月審査分）支払予定日・・・１１月２７日（金）

○ なお、「提出締切日・支払予定日等」の年間予定について、本会ホームページ（https://www.kokuhoren-miyazaki.or.jp）に掲載しておりますので、ご確認ください。

## 3. ホームページに各種情報を掲載しています！

○ 本会ホームページ（https://www.kokuhoren-miyazaki.or.jp）に、介護保険関係者の皆さまあて、各種情報を掲載しています。

【 トップページ ＞ 介護保険関係者の皆さま ＞ お問い合わせ 】

○ 「よくある質問」や「返戻の解説」についても掲載しています。本会への照会の前には、必ずご確認ください。

○ また、お問合せについては、ＦＡＸ質問票〔２０２４年９月改訂版〕の使用にご協力をお願いします（本会ホームページからダウンロード可能です）。

○ なお、ご質問に対してはお問合せ順で回答しております。混雑時には数日要することもありますので、ご了承ください。

＜国保連介護請求返戻エラー検索（九州版）LINE 公式アカウントのご案内＞
右の QR コードから友だち登録可能です。
[LINE アプリホーム]→[友だち追加]→[QR コード]→[QR コード読取]→[追加]

宮崎県国民健康保険団体連合会　情報・介護課　介護福祉係
TEL（0985）35−5111　FAX（0985）25−0260
ホームページ https://www.kokuhoren-miyazaki.or.jp